

東成瀬村移住定住住宅入居者募集要項

村では、次のとおり移住定住住宅の入居者を募集します。

1 移住定住住宅の概要

名 称	移住定住住宅 B棟201号
住 所 地	秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字天神林80番地2
居室タイプ 募集戸数	1LDK 1階：1戸
建物構造 附帯施設 間取り図等	◎構造・面積 軽量鉄骨造2階建 戸当たり面積（1階住戸）43.09㎡ ◎附帯施設 駐車場（カーポート） 1LDK 1戸あたり1台 外部物置 1戸あたり1箇所 ◎主な仕様（設備等） オール電化仕様、IHクッキングヒーター、エコキュート、ユニットバス、浴室暖房乾燥機付き24時間換気扇、寒冷地仕様エアコン（リビング）、温水洗浄暖房便座機能付き便器 ※詳しい設備等の内容はお問い合わせください。 ◎間取り図 ※別添資料
敷 金	100,000円（契約時に納付）

2 家賃

移住定住住宅は、村の家賃補助を受けることができます。（家賃補助の上限額：移住者世帯22,000円、定住者世帯：20,000円）

手続きについては、入居決定者に別途案内いたします。

タイプ	区分	階数	条例家賃	家賃補助金	補助後の家賃
1LDK	移住者世帯	1階	70,000円	22,000円	48,000円
		2階	72,000円	22,000円	50,000円
	定住者世帯	1階	70,000円	20,000円	50,000円
		2階	72,000円	20,000円	52,000円
2LDK	移住者世帯	1階	80,000円	22,000円	58,000円
		2階	82,000円	22,000円	60,000円
	定住者世帯	1階	80,000円	20,000円	60,000円
		2階	82,000円	20,000円	62,000円

※2 階住戸は、延床面積により 2,000 円加算となります。

※移住者世帯は、賃貸借契約日において、村外に住所を有する者又は村外から転入し、3 年を経過していない者がいる世帯をいいます。定住者世帯は、それ以外の世帯です。

※移住者世帯の対象期間は、住宅入居後5年間とし、6年目以降は定住者世帯の補助限度額を適用します。

3 入居資格

- ① 東成瀬村に定住を希望する者で、居住するための住宅を必要としている者。
- ② 入居後、移住定住住宅の所在地を住所地として住民登録ができること。
- ③ 家賃を支払うことができること。
- ④ 地方税等を滞納していないこと。
- ⑤ 暴力団員でないこと。

4 入居申込期限及び申込方法

令和8年10月22日(木)必着 ※郵送可

入居申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えてお申込みください。

5 入居者の選定

入居者の選定については、優先順位や世帯の状況等を入居者選考委員会において審査し、決定します。優先順位は、①特別の理由がある者、②移住者、③定住者となります。優先順位により、希望する住宅を割り振ります。

6 入居開始予定日

令和8年11月中旬より※入居決定者と協議の上、入居日を決定します。

7 入居手続き

入居決定者は、指定する期日までに連帯保証人の連署する「賃貸借契約書」と「入居請書」に必要書類を添えて提出していただきます。敷金の納付も必要となります。

入居決定者には、後日詳細を説明いたします。

8 入居者の費用負担

- ① 電気、水道、浄化槽の使用料及び公共電波受信料
- ② 汚物及び塵芥の処理に要する費用
- ③ 自治会費（町内会費）
- ④ 損害保険料（入居者用）

9 その他注意事項

- ① カーポート周囲（道路まで）及び玄関前の雪かき等は入居者で行ってください。建物及びカーポートの雪下ろし、建物周辺の除排雪作業は事業者等で行います。
- ② 入居後は、自治会（町内会）に加入し、地域活動等に参加してください。
- ③ ペットは原則不可となります。

10 申込み・問合せ先

東成瀬村役場 企画課

〒019-0801 秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1

TEL 0182-47-3402